

## 第90号議案 長崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例

目次	ページ
1 概要 .....	2 ~ 3
2 新旧対照表(抜粋) .....	4 ~ 6
3 参考法令 .....	7 ~ 8
4 マイナンバー法等の一部改正法について .....	9 ~ 13

市民健康部  
令和6年9月

# 1 概要

## (1) 経緯

ア 令和2年10月1日に施行された『医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年5月22日法律第9号）』により、国民健康保険法（以下「法」という。）が改正され、療養の給付等を受けようとする者は、医療機関等又は指定訪問看護事業者から電子資格確認その他厚生労働省令で定める方法（電子資格確認を受けられない場合の取扱い）により、被保険者であることの確認を受け、当該給付を受けることとされた（法36条第3項）。

イ 『行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号。以下「マイナンバー法等の一部改正法」という。）』により現行の健康保険証の発行については、令和6年12月2日（※注）で終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行する。

※注）『行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（令和5年政令第374号）』により決定

ウ これを受け、国民健康保険の『被保険者証』について規定する長崎市国民健康保険条例（以下「条例」という。）を改正するため、関係条文の整理及びその他所要の整備が必要となったもの。

## (2) 改正内容

### ア 被保険者証に関する条文の改正

被保険者証に関する規定が法第9条から削除等されたことに伴い、条例における被保険者証に関する規定を削除する。また、この改正に伴う経過措置を設ける。

### イ その他所要の整備

平成22年の法改正により、被保険者証の交付に関する特例規定が削除されていたことから、条例第7条の「被保険者証の交付の期間に係る特例」を削除するもの。

これは、法において、当時、人口が多かった都市の被保険者証の交付手続きを考慮し、被保険者証の交付の求めがあった日から3か月以内で、条例で定める期間内に交付することができる特例が定められていた。

長崎市においても同規定に基づき条例に特例を定めていたため、本来、法の規定が削除された際に条例の同規定を削除する必要があったが、平成22年当時、手続きを怠っていたものである。

なお、平成22年の法改正以後、実際にこの特例を適用した事例はない。

## (3) 施行期日等

令和6年12月2日（法の施行期日と同日）。ただし、所要の整備については公布の日。また、条例の施行前にした行為等については、従前の例とする。

## 2 長崎市国民健康保険条例新旧対照表（抜粋）

改正後	改正前
<p>○長崎市国民健康保険条例</p> <p style="text-align: right;">昭和34年3月26日 条例第3号</p> <p>第1条～第6条（略）</p> <p>第7条 削除</p> <p>（罰則）</p> <p><u>第7条</u> 本市は、世帯主が法第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、<u>又は虚偽の届出をしたとき</u>は、10万円以下の過料を科する。</p>	<p>○長崎市国民健康保険条例</p> <p style="text-align: right;">昭和34年3月26日 条例第3号</p> <p>第1条～第6条（略）</p> <p><u>（被保険者証の交付に関する特例）</u></p> <p><u>第7条</u> 本市の区域内に住所を有するに至つたことにより被保険者の資格を取得した者について、<u>被保険者証の交付の求めがあつた場合においては、その求めがあつた日から起算して3箇月を経過するまでの間において当該被保険者証を交付するものとする。</u></p> <p>（罰則）</p> <p><u>第8条</u> 本市は、世帯主が法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、<u>若しくは虚偽の届出をしたとき、又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じないときは、10万円以下の過料を科する。</u></p>

第8条 本市は、世帯主又は世帯主であつた者が正当の理由なしに法第113条の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。

第9条 本市は、偽りその他不正の行為により一部負担金その他法の規定による徴収金の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。

第10条 前3条の過料の額は、情状により、市長が定める。

2 [略]

(戸籍に関する無料証明)

第11条 保険者又は保険給付を受ける者から被保険者又は被保険者であつた者の戸籍について証明の求めがあつたときは、無料で行うものとする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

第9条 本市は、世帯主又は世帯主であつた者が正当の理由なしに法第113条の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。

第10条 本市は、偽りその他不正の行為により一部負担金その他法の規定による徴収金の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。

第11条 前3条の過料の額は、情状により、市長が定める。

2 [略]

(戸籍に関する無料証明)

第12条 保険者又は保険給付を受ける者から被保険者又は被保険者であつた者の戸籍について証明の求めがあつたときは、無料で行うものとする。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

- 2 第2条の規定による改正後の長崎市国民健康保険条例の規定は、この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(令和6年政令第260号)第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同日以後にした行為に対する罰則の運用については、なお従前の例による。

### 3 参考法令

- (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第374号）（令和5年12月27日公布）

マイナンバー法等の一部改正法附則第1条第2号に掲げる規定の施行期日は、令和6年12月2日とする。

- (2) マイナンバー法等の一部改正法（令和5年法律第48号）（令和5年6月9日公布）

（国民健康保険法の一部改正）

第127条第1項 市町村は、条例で、第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者に対し10万円以下の過料を科する規定を設けることができる。

- (3) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（政令第260号）（令和6年8月14日公布）

（国民健康保険法の一部改正に伴う経過措置）

第9条 改正法附則第1条第2号に掲げる規定の施行の際現に市町村（特別区を含む。）又は国民健康保険組合から被保険者証の交付を受けている世帯主又は組合員が同号に掲げる規定の施行の日以後に保険料を納付しない場合における被保険者証の返還については、なお従前の例による。

(4) 医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律新旧対照条文（抜粋）

改正後	改正前
<p>○国民健康保険法（昭和33年法律第192号）抄 （第1条関係） <u>（削除）</u></p>	<p>○国民健康保険法（昭和33年法律第192号）抄 （第1条関係） （被保険者証の交付に関する特例）</p> <p>第117条 特別区及び政令で指定する市は、その区域内に住所を有するに至ったことにより被保険者の資格を取得した者について、第9条第2項の規定による被保険者証の交付の求めがあった場合においては、条例の定めるところにより、その求めがあった日から起算して3箇月の範囲内において条例で定める期間を経過するまでの間において被保険者証を交付するものとする事ができる。</p>

※法第117条の「政令で指定する市」とは

札幌市、仙台市、新潟市、川崎市、横浜市、静岡市、浜松市、名古屋市、岐阜市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、姫路市、尼崎市、広島市、福岡市、北九州市、長崎市及び熊本市 計20都市

## 4 マイナンバー法等の一部改正法について

### (1) 法改正の概要

ア **健康保険証を廃止するとともに**、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況にある者(※1)が必要な保険診療等を受けられるよう、当該者からの求めに応じ、各医療保険者等は、医療機関等を受診する際の資格確認のための「**資格確認書**」(※2)を、**書面又は電磁的方法により提供する**(※3)こととする。

(※1) マイナンバーカードを紛失・更新中の者、介護が必要な高齢者や子どもなどマイナンバーカードを取得していない者又は介助者などの第三者が本人に同行して本人の資格確認を補助する必要がある場合など

(※2) 資格確認書の有効期間は、5年を限度として各保険者が設定することとする。様式は国が定める。

(※3) 保険者が必要と認めるときは、**本人からの申請によらず資格確認書を交付できる。**

イ **発行済みの健康保険証は、改正法施行後1年間**(先に有効期間が到来する場合は有効期間まで)**有効とみなす経過措置**を設ける。

### (2) 施行期日

令和6年12月2日…以降はマイナ保険証を基本とした仕組みに移行する。

ア マイナ保険証を持っている場合→「**資格情報のお知らせ**」を交付。

イ マイナ保険証を持っていない場合や紛失・更新中の場合→「**資格確認書**」を交付。

### (3) 資格確認書の取扱いについて

## 令和6年秋の健康保険証廃止以降の資格確認書の取扱い

第166回社会保障審議会  
医療保険部会（令和5年8月24日）  
資料2

- 当分の間、マイナ保険証を保有していない方全てに資格確認書を申請によらず交付  
⇒ 加入者全員にマイナ保険証又は資格確認書を交付
- 資格確認書の有効期間は5年以内で保険者が設定（更新あり）

### < 従前の方針案と課題 >

### < 対応案 >

#### 対象者・交付方法

- 原則、本人の申請に基づき交付  
※現在は、加入者全員に保険証を交付
- 要介護高齢者、障害者等の要配慮者が支援者による支援を受けて受診する際、マイナ保険証での受診が難しい場合がある



- 当分の間、**マイナ保険証を保有していない方全てに申請によらず交付**  
⇒ **加入者全員にマイナ保険証又は資格確認書を交付**
- マイナ保険証を保有していても申請により資格確認書が交付された要配慮者について、継続的に必要と見込まれる場合には、更新時に申請によらず交付
- 一度登録した後も、マイナ保険証の利用登録の**解除を可能**とし、資格確認書を交付

#### 有効期間等

- 1年間を上限
  - ・保険者の実務への影響大（現行の保険証）  
被用者保険：原則有効期間なし  
地域保険：2年の保険者もあり
  - ・被保険者の更新手続き負担大  
（要介護高齢者、障害者含め毎年手続発生）

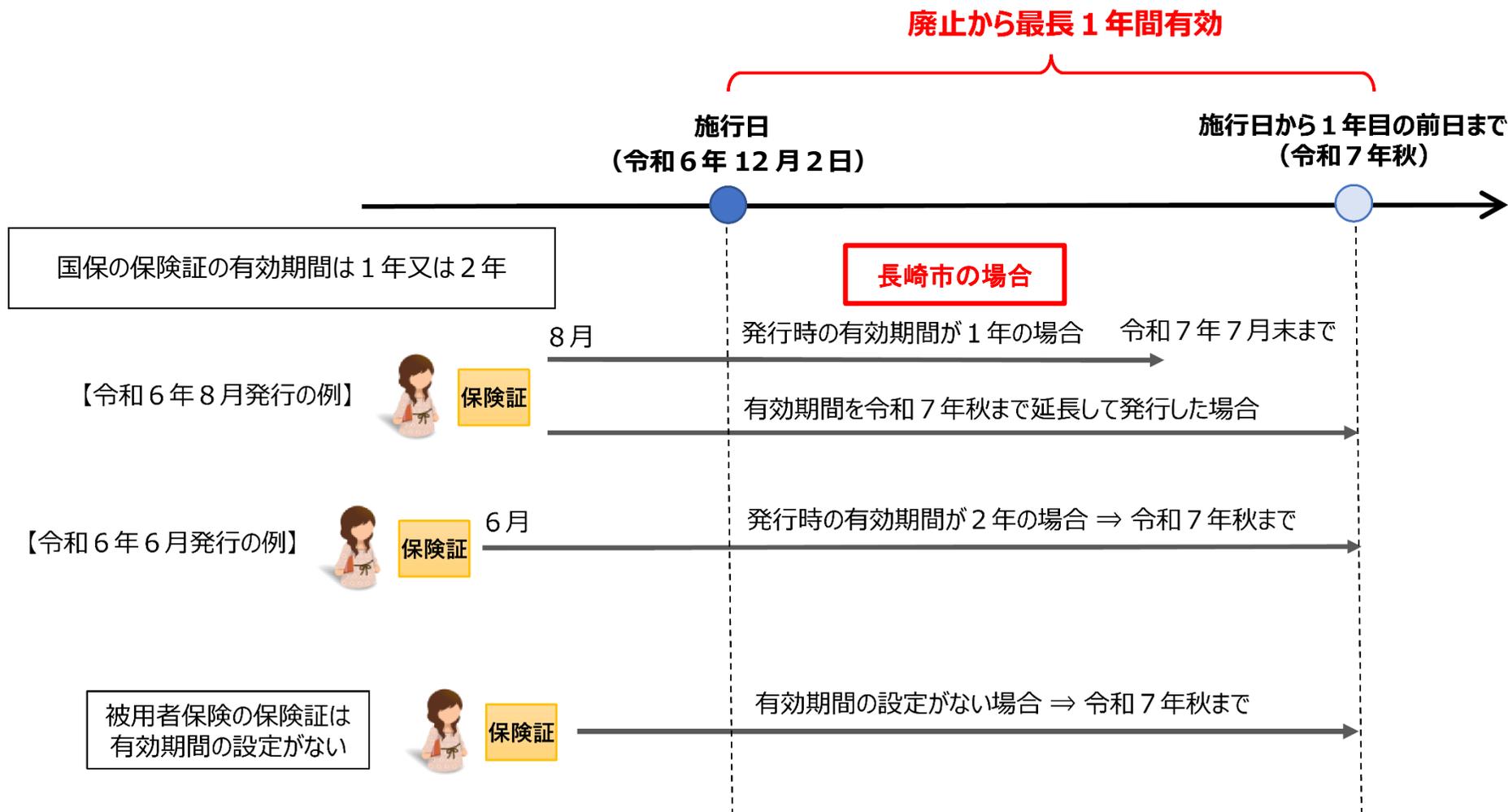


- 現行の保険証の発行実務等（被用者保険の平均加入期間等）を踏まえつつ、不正使用等を防止  
⇒ **5年以内**で保険者が設定（更新あり）
- 様式も、現行の実務・システムを活用  
⇒ サイズ：カード型（はがき型を含む）  
材質：紙、プラスチック

(4) 有効とみなす経過措置について

参考：発行済の健康保険証の取扱いについて マイナンバー法等の一部改正法

- 発行済みの健康保険証については、健康保険証廃止後、1年間（有効期間が先に到来する場合は有効期間までの間）、有効とみなす経過措置を設けている。



(5) マイナ保険証の利用率等について

(令和6年6月21日第179回社会保障審議会医療保険部会資料)

オンライン資格確認 マイナ保険証の利用実績  
(都道府県別の医療機関・薬局での利用 (令和6年5月))

○ 都道府県別のマイナ保険証の利用率 (令和6年5月) は以下のとおり。

※黄色 = 上位5県 灰色 = 下位5県

都道府県名	利用率
北海道	8.32% (+1.19%)
青森県	5.99% (+1.39%)
岩手県	9.25% (+1.15%)
宮城県	7.11% (+1.01%)
秋田県	7.18% (+1.72%)
山形県	7.94% (+1.03%)
福島県	10.68% (+1.72%)
茨城県	9.53% (+1.39%)
栃木県	9.71% (+1.61%)
群馬県	8.95% (+1.44%)
埼玉県	6.94% (+0.93%)
千葉県	8.44% (+1.32%)
東京都	7.25% (+0.96%)
神奈川県	7.49% (+1.29%)

都道府県名	利用率
新潟県	11.03% (+1.79%)
富山県	12.52% (+2.07%)
石川県	12.17% (+2.02%)
福井県	11.63% (+1.68%)
山梨県	6.53% (+0.96%)
長野県	6.73% (+1.22%)
岐阜県	7.35% (+1.38%)
静岡県	8.93% (+1.65%)
愛知県	5.84% (+1.03%)
三重県	7.17% (+1.06%)
滋賀県	8.43% (+1.37%)
京都府	8.33% (+1.27%)
大阪府	6.85% (+0.93%)
兵庫県	7.31% (+1.03%)
奈良県	7.51% (+0.98%)
和歌山県	5.02% (+0.67%)

都道府県名	利用率
鳥取県	10.98% (+1.28%)
島根県	10.33% (+1.61%)
岡山県	7.49% (+1.16%)
広島県	8.23% (+1.33%)
山口県	9.85% (+1.71%)
徳島県	6.09% (+1.25%)
香川県	8.32% (+1.00%)
愛媛県	5.44% (+1.04%)
高知県	7.02% (+1.51%)
福岡県	7.20% (+1.00%)
佐賀県	8.33% (+0.99%)
長崎県	7.90% (+0.97%)
熊本県	8.20% (+0.98%)
大分県	7.29% (+0.87%)
宮崎県	9.70% (+0.65%)
鹿児島県	11.98% (+1.14%)
沖縄県	3.42% (+0.14%)

※ 利用率 = マイナ保険証利用件数 ÷ オンライン資格確認利用件数  
(括弧内の値は令和6年4月の値からの変化量 (%ポイント))

(6) 長崎市の状況

ア マイナンバーカード保有状況（令和6年7月末時点）

	人口（R6.1.1時点）	保有枚数（B）	保有率（B/A）
全国	124,885,175人	93,083,991枚	74.5%
長崎市	395,843人	300,166枚	75.8%

イ 国民健康保険におけるマイナ保険証利用率（令和6年6月末時点）

加入者数（A）	マイナ保険証登録数（B）	マイナ保険証登録率（B/A）	マイナ保険証利用率	全国平均利用率	全国平均比
81,663人	50,729人	62.12%	14.13%	10.99%	+3.14%